

第4次 有田市男女共同参画プラン

概要版

令和5(2023)年3月
有田市

男女共同参画プランについて



男女共同参画とは

男女共同参画社会とは、「男女共同参画社会基本法」第2条において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

プラン策定の趣旨

本市では人口減少、少子高齢化は深刻な課題となっており、地域社会で暮らす人々がその個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生きるために男女共同参画社会の実現は極めて重要な課題となっています。

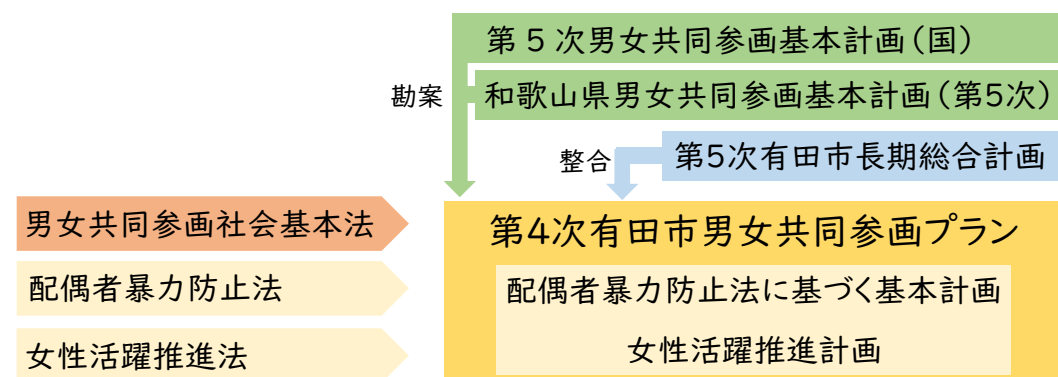
「第4次有田市男女共同参画プラン」（以下、「本プラン」という。）に基づき、男女共同参画社会の形成をさらに促進するため、関係する取組を総合的かつ計画的に推進します。

プランの位置づけと期間

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項のそれぞれに定める市町村計画として位置づけます。

また、国や和歌山県の男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、「第5次有田市長期総合計画」やその他の関連計画との整合性を図ります。

本プランの期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度の5年間です。

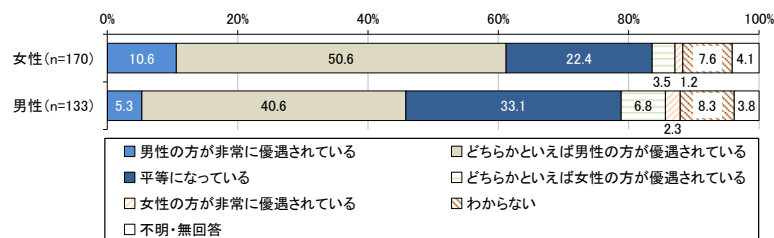




自分らしく生きることのできる共同参画社会に向けた意識づくりを巡る現状

家庭生活上で男女は平等になっていると答えた人は女性で22.4%にとどまり、男性の33.1%と大きなへだたりがあることから、多くの女性が、家庭では男性優位であるとの認識を持っていることが伺えます。

◆家庭生活における男女の地位の平等感（市民意識調査）

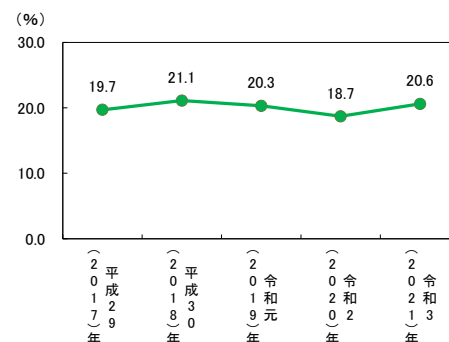


性別に関わらずいきいきと活躍できる環境づくりを巡る現状

審議会等への女性登用割合は、平成29(2017)年以降、概ね横ばいで推移しています。



◆審議会等への女性登用割合の推移

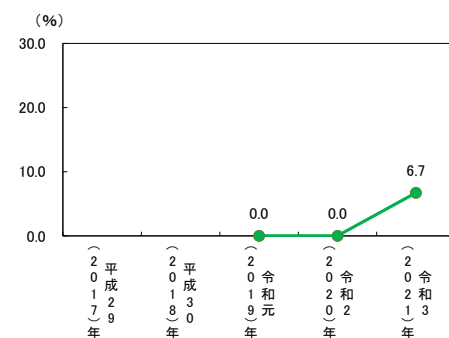


安心して暮らせる安全な地域づくりを巡る現状

防災会議における女性委員の割合は、令和3(2021)年で6.7%となっています。



◆防災会議における女性委員の割合の推移



※平成30(2018)年以前の公表なし



基本理念



あらゆる人が、個性と能力を十分に発揮できる
未来のまちをめざして



本プランでは、これまで以上に一人ひとりが個性と能力を発揮できるまちづくりの深化・推進を図るものとし、性別による役割分担意識の解消に継続して取り組むとともに、一人ひとりの多様な性のあり方を尊重し、すべての人が自分らしく生きることのできる社会の実現をめざします。

本プランでは、基本理念のもと、3つの基本目標に基づいて施策を総合的かつ効果的に実施します。

基本目標Ⅰ 自分らしく生きることのできる共同参画社会に向けた意識づくり

家庭、学校、地域社会及び職場等のあらゆる場面において、すべての人が対等な立場で参画できるよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の進展をめざします。
また、DVによる身体的・精神的・性的な暴力等は人権侵害であり、根絶をめざします。

基本目標Ⅱ 性別に関わらずいきいきと活躍できる環境づくり

様々な分野への女性の参画拡大、ワーク・ライフ・バランスの実現、職場における女性活躍等の推進を図り、性別に関わりなく、自らの意思と選択に基づいていきいきと活躍できる環境づくりをめざします。

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる安全な地域づくり

障がいのある人や高齢者をはじめ多様な人々が、安心・安全に暮らせ、災害にも強い地域づくりを男女共同参画の視点から推進します。

また、誰もが生涯にわたって健康で文化的な生活を送れるよう、行政と市民が一体となって、必要な環境を整えます。



基本目標Ⅰ 自分らしく生きることのできる共同参画社会に向けた意識づくり

(1) 男女共同参画への意識改革の推進

固定的な性別役割分担意識等の性差に関する偏見や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の払しょくに向け、あらゆる機会を通じて広報・啓発・学習機会の提供を積極的に行い、市内、市内の企業や事業所、団体、個人等に男女共同参画の意識が浸透するよう取り組みます。

◆◇主な取組◇◆

- ① 広報・啓発活動の推進
- ② 推進体制づくり

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習の推進

無意識の思い込みで偏見等が続いていくことがないように、各世代にわたって男女共同参画の意識の浸透を図る啓発や学習機会の提供等に取り組むとともに、学校等において固定的な性別役割分担意識に基づく教育や情報発信を行っていないか、常に点検・見直しを行います。

◆◇主な取組 ◇◆

- ① 次世代育成に向けた教育の充実
- ② 生涯学習の充実



(3) 人権を尊重する意識の醸成

DV根絶に向けた啓発を進めるとともに、被害にあった人への相談・支援体制の拡充に取り組みます。

また、性的マイノリティの人や外国籍の女性と子どもに対する理解促進を図り、多様な価値観を受け入れることができる社会づくりに向け、啓発を行います。

◆◇主な取組 ◇◆

- ① 男女間のあらゆる暴力の根絶（「配偶者暴力防止法」関連施策）
- ② 多様性に対する理解の促進

基本目標Ⅱ 性別に関わらずいきいきと活躍できる環境づくり

(1) 政策・方針等の決定過程への女性の参画拡大

市が率先して男女共同参画を推進し、引き続き市役所における女性管理職候補の育成を進めるとともに、行政委員や審議会委員に女性の登用が進むよう、制度の見直しや人材育成に取り組めます。

◆◇主な取組◇◇

- ① 庁内における男女共同参画の推進
- ② 意思決定の場への女性の参画促進



(2) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

テレワークの活用や時差通勤、休暇取得の促進等、個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方ができる環境づくりを推進するよう、市内の企業・事業所・団体等に対して積極的に情報提供や働きかけを行います。

◆◇主な取組 ◇◇

- ① 就業における男女共同参画の促進(「女性活躍推進法」関連施策)

(3) ともに支えあうライフスタイルの推進

家庭における男女共同参画を推進するためには、家事・育児・介護等、家庭生活への男性の一層の参画を促進する必要があるため、家庭での固定的な性別役割分担意識の解消に取り組むとともに、男性の意識改革や家庭生活に必要な知識・技能の習得等に取り組めます。

また、男女のワーク・ライフ・バランス推進のためには、その負担が女性に偏りがちな子育てや高齢者介護に対する公的支援が不可欠であり、子育て支援や介護支援の拡充に取り組めます。

◆◇主な取組 ◇◇

- ① 家庭における男女共同参画の啓発
- ② 子育て支援の充実
- ③ 介護支援の充実



基本目標Ⅲ 安心して暮らせる安全な地域づくり

(1) 多様な人々が安心して生活できる環境の整備

高齢者や障がいのある人の介護負担が女性に偏る傾向であることから、高齢者や障がいのある人が自立した生活を送ることができる環境づくりを推進します。

また、大規模災害時に必要となる避難所や仮設住宅等の運営において、男女のニーズの違いを把握した対策等、男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災体制を確立します。

◆◇主な取組◆◇

- ① 高齢者・障がい者福祉の充実
- ② 男女共同参画の視点に立った災害に強い地域づくりの推進

(2) 生涯を通じた健康づくり

行政と市民が一体となって、誰もが健康で文化的な生活を送れる環境を整えます。

特に女性は、妊娠・出産等、身体的にも精神的にも大きな不安や負担を抱える恐れがあることから、女性と次世代を担う子どもたちの健康を守り育てるために、母子の健康に関する正しい情報の発信や、母子の安全を守るための検査・健診等の拡充に取り組めます。

◆◇主な取組 ◆◇

- ① 妊娠・出産等に関する健康支援
- ② 生涯を通じた健康支援



男女共同参画に関する相談

毎日の生活の中で、「これは男女共同参画に関する問題ではないだろうか」と感じたり、よくわからなくて困ったりしたことはありませんか。

どこに相談すればいいのかわからない場合は、市役所市民課へご連絡ください。

電話相談

相談できる曜日・時間・連絡先など



月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15

有田市役所 市民課

☎ 0737-22-3558

主な相談窓口

相談内容	時間・連絡先など ※電話受付の曜日や時間帯などが決まっている場合があります。
男女の悩み・DV	和歌山県男女共同参画センター“りいぶる” ☎ 073-435-5246
ストーカー・DV	和歌山県警察本部 ☎ 073-432-0110（24 時間対応）
性暴力被害	性暴力救援センター和歌山「わかやま mine(マイン)」 ☎ 073-444-0099
女性の悩み・DV	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター ☎ 073-445-0793（女性の相談） 紀南DVセンター ☎ 0739-24-3322（24 時間対応）
子どもに関わる悩み	児童相談所 全国共通ダイヤル ☎ 189（いちはやく）（24 時間対応）
性的マイノリティに関すること	（公財）和歌山県人権啓発センター ☎ 073-421-7830
外国人の悩み	和歌山県国際交流センター ☎ 073-435-5240（多言語対応）

「第4次有田市男女共同参画プラン」【概要版】

発行年月：令和5（2023）年3月

発行：有田市

編集：市民福祉部 市民課

〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地

TEL:0737-83-1111（代表） FAX:0737-82-2424